

4 障第 1981 号
令和 5 年 3 月 1 日

指定生活介護等事業者 様

岡崎市長 中根 康浩

指定生活介護等事業における医師の配置について（通知）

日頃は本市の障がい福祉行政に御理解御協力いただきありがとうございます。

原則、指定生活介護事業、指定児童発達支援事業（児童発達支援センター及び重心型）及び指定放課後等デイサービス事業（重心型）においては、人員基準上、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師又は嘱託医（以下「医師」という。）を配置すべきところですが、市内の事業所において医師の勤務実態がない事例が確認されました。

つきましては、本市において医師配置を下記のとおり取り扱いますので、お知らせいたします。

記

1 医師配置について

医師が利用者全員の健康状態の把握等のため、原則月 1 回以上の勤務を行っていること。

2 減算対応について

指定生活介護事業においては、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いができることとされていますが、報酬算定上、医師未配置減算の適用となります。

その他サービスにおいては、減算の適用はありませんが、人員基準違反となりますので、必ず配置するようにしてください。

3 留意事項

- (1) 嘱託医契約はあるものの、勤務実態が原則月 1 回以上ない場合は未配置と判断します。
- (2) 利用児者の病状の急変等に備えるために定めた協力医療機関との協定を以て、人員基準上配置すべきとした医師の配置とはみなしません。
- (3) 厚生労働省等から新たな Q & A が発出された場合は、この限りではありません。

担当 岡崎市福祉部障がい福祉課施策係
TEL: 0564-23-6165/FAX: 0564-25-7650
Mail: shogai@city.okazaki.lg.jp